

平成30年度

新座市後期高齢者医療事業特別会計
事業別予算説明書

埼玉県新座市

1 款 後期高齢者医療広域連合納付金
 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金
 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金

細目及び細々目	節		細	節
	区分	金額		
001 後期高齢者医療広域連合納付金				1,849,891
01 後期高齢者医療広域連合納付金 前年当初額 1,679,305	19 負担金、補助及び交付金	1,849,891	31 後期高齢者医療広域連合納付金	1,849,891

2 款 諸支出金
 1 項 償還金及び還付加算金
 1 目 保険料還付金

001 保険料還付金				4,900
01 被保険者保険料還付金 前年当初額 4,900	23 償還金、利子及び割引料	4,900	31 被保険者保険料還付金	4,900

2 款 諸支出金
 1 項 償還金及び還付加算金
 2 目 還付加算金

002 還付加算金				120
01 被保険者保険料還付加算金 前年当初額 120	23 償還金、利子及び割引料	120	31 被保険者保険料還付加算金	120

2 款 諸支出金
 2 項 繰出金
 1 目 一般会計繰出金

001 一般会計繰出金				1
01 一般会計繰出金 前年当初額 1	28 繰出金	1	31 一般会計繰出金	1

(単位：千円)

本年度予算の財源内訳			一般財源	事業概要
特定財源		その他		
国県支出金	地方債			
		1,849,891 後期高齢者 医療保険料 1,549,039 繰入金 300,850 繰越金 1 諸収入 1		【長寿はつらつ課】 高齢者の医療の確保に関する法律に定められた埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、同広域連合に対し、納付する。

		4,900 諸収入		【長寿はつらつ課】 被保険者が納める保険料について、被保険者の死亡や転出に伴う資格喪失、所得の更正等により保険料額が更正されたことで、納付すべき保険料額を超えた保険料額の収納があった場合及び誤納による収納があった場合に発生した過誤納額を還付する。
--	--	--------------	--	--

		120 諸収入		【長寿はつらつ課】 被保険者に還付金を還付する場合、又は保険料に充当する場合に、その還付金等の額に利子を加算する。
--	--	------------	--	--

		1 諸収入		【長寿はつらつ課】 過料が発生した場合に、一般会計へ繰り出す。
--	--	----------	--	------------------------------------

後期高齢者医療事業特別会計